

大和高田市隣地取得事業補助金のご案内

狭小地又は未接道地とその隣地の統合を促進することで空家の発生抑制及び解消を図り、市民の生活環境の保全及び安全なまちづくりのために補助金を交付します。

◇補助対象

市内狭小地等及びその隣地をそれぞれ異なる個人が所有しているもの。※その他要条件あり

◇補助対象者

- ・狭小地等又は隣地に建築されている住宅等を少なくとも1つ除却し、一体で利用すること。
- ・隣地取得後、管理及び処分を行うことができること。
- ・市税の滞納をしていないこと。※その他要条件あり。

◇補助金の額

隣地に係る隣地取得事業費（不動産取得に係る仲介手数料、測量及び境界明示費用、登記費用）に2分の1を乗じて得た額

(1) 狭小地 100,000円 を上限とする。

(2) 未接道地 150,000円 を上限とする。

(ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)

◇募集受付期間

令和8年6月15日(月)～

※受付は市役所が休みの日は除く開庁時間

◇募集件数

2件(先着順)

◇申込方法

受付期間中に下記の必要書類を市役所住宅課に提出してください。(※郵便による受付不可)

- ①大和高田市隣地取得事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②狭小地等及び隣地の所在地がわかる書類(位置図、公図の写し、現況写真等)
- ③狭小地等及び隣地の所有者がわかる書類(登記事項証明書等)
- ④隣地取得に必要な建築物等の除却工事の見積書、工程表の写し
- ⑤大和高田市隣地取得補助金に係る誓約書(様式第2号)
- ⑥その他、市長が必要と認める書類

◇申請書の入手

市役所住宅課窓口にて配布又は市ホームページよりダウンロード ※窓口での事前相談必須

◇注意事項

工事に係る契約を締結する前に、必ず交付手続きを行ってください。

◇お問い合わせ

大和高田市住宅課

TEL 0745-22-1101

内線 3741

隣地取得手続きのながれ

